○海上保安庁告示第二百三十四号

海上衝突予防法（昭和五十二年法律第八十二号）第十条第十四項の規定に基づき、分離通航方式に関する告示（昭和五十二年海上保安庁告示第八十二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十二月一日協定世界時〇時から施行する。

平成二十四年十月三十一日

海上保安庁長官　北村　隆志

別表の27の表分離線又は分離帯の欄中「ルから ワまでに掲げる地点を順次に」を「ルに掲げる地点とヲに掲げる地点とを」に改め、同欄ホ中「北緯51度22・4分東経2度40・0分」を「北緯51度22・43分東経2度32・15分」に改め、同欄ヲ中「北緯51度21・2分東経2度37・0分」を「北緯51度21・39分東経2度31・33分」に改め、同欄ワを削り、同表通航路の欄中「かからツまで」を「ワからレまで」に改め、カをワとし、ヨをカとし、タをヨとし、レをタとし、同欄ソ中「北緯51度23・5分東経2度37・0分」を「北緯51度23・45分東経2度32・95分」に改め、同欄ソを同欄レとし、同欄ツを削る。

別表の35の2の表第1号分離線又は分離帯の欄ヲ中「北緯51度53・24分東経2度0・0分」を「北緯51度55・63分東経2度08・24分」に改め、同欄ワ中「北緯51度52・29分東経2度0・0分」を「北緯51度54・59分東経2度07・93分」に改め、同欄ヨ中「北緯51度51・21分東経2度0・0分」を「北緯51度53・39分東経2度07・55分」に改め、同欄タ中「北緯51度50・91分東経2度0・0分」を「北緯51度53・07分東経2度07・46分」に改め、同号通航路の欄ヤ中「北緯51度49・84分東経2度0・0分」を「北緯51度51・89分東経2度07・08分」に改める。

○海難審判所告示第五号

海難審判法第五十一条の規定により、次の海技免状の無効を宣する。

平成二十四年十月三十一日

広島地方海難審判所理事官　酒井　郁夫

海技士の本籍、氏名、生年月日

広島県

塩谷　一美

昭和十二年六月八日生

免状の種類及び番号

六級海技士（航海）免状

第五六〇二〇六〇〇〇一七〇〇号

免状の交付年月日

平成十八年七月十日

○防衛省告示第二百四十号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第四条の規定に基づき、防府飛行場に係る第一種区域の指定を解除し、平成二十六年五月一日から適用することとしたので、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十九条の規定により、告示する。

平成二十四年十月三十一日

防衛大臣　森本　敏

○防衛省告示第二百四十一号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第四条の規定に基づき、小月飛行場に係る第一種区域の指定を解除し、平成二十六年五月一日から適用することとしたので、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十九条の規定により、告示する。

平成二十四年十月三十一日

防衛大臣　森本　敏

○東北地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月三十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十二号	山形市旅篭町一丁目四七二番三から同市大手町二三五番一まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月三十一日

○北陸地方整備局告示第一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月三十一日

北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	柏崎市米山町字五反田一三一〇番一から同市米山町字沢ノ谷七四四番まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月三十一日

○北陸地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月三十一日

北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	富山県下新川郡入善町古黒部字道上二〇二七番一から同町荒又五一四番まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月三十一日

○近畿地方整備局告示第二百十三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十四年十月三十一日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録建築物調査機関の名称

株式会社近畿建築確認検査機構

二　住所

大阪市中央区農人橋二丁目一番十号

三　代表者氏名

代表取締役　中川　秀夫

四　登録年月日

平成二十四年十月十二日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事務所の名称及び所在地

株式会社近畿建築確認検査機構　大阪市中央区農人橋二丁目一番十号

○北海道開発局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月三十一日

北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十二号	札幌市中央区北一条東一丁目二番五から同市中央区北一条東一丁目七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
〃	札幌市中央区北一条東四丁目八番四から同市中央区北一条東七丁目一〇番二四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十四年十月三十一日